

豊島区ひきこもり情報サイト公式X（旧ツイッター）運用要領

令和5年4月1日

保健福祉部長決定

（趣旨）

第1条 この要領は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区保健福祉部 自立促進担当課（以下「区」という。）が取得した、豊島区ひきこもり情報サイト公式X（旧ツイッター）のアカウントを、ひきこもり支援における区民への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）ソーシャルメディアサービス

インターネット上の利用者間の双方向のコミュニケーションを可能にする媒体をいう。

（2）アカウント

X（旧ツイッター）を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

（3）タイムライン

自身の投稿や動画、写真等を時系列に記録を表示する機能のことをいう。自身が発信している投稿が掲載される。

（4）コメント

他のユーザーの投稿に対して、閲覧者が意見等を投稿することをいう。

（運用主体）

第3条 公式X（旧ツイッター）の運用主体、アカウントの管理及び情報の発信は区が行う。

2 公式X（旧ツイッター）名は、豊島区ひきこもり情報サイト公式X（旧ツイッター）とする。

（運営主体の明示）

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式X（ツイッター）名を、区公式ホームページに明示する。

（運用主体、発信内容等の明示）

第5条 区は、アカウントの運用主体、掲載内容、運用方法等については、公式X（旧ツイッター）の基本データ欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 区は、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 区が主催・共催・後援等を行うイベント等に関する情報
- (2) ひきこもりに関連する、区が適切と思われる情報
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に区長が必要と認めるもの。

(運用方法)

第7条 本アカウントを運用するにあたり、掲載は原則として、保健福祉部自立促進担当課長の判断を必要とする。ただし、X（旧ツイッター）の特性や情報発信の即時性を考慮し、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。

2 掲載した内容に誤りがあった場合は、ただちに当該投稿を削除するとともに、訂正した内容を改めて配信する。

3 区は、特に必要と判断した場合を除き、原則、コメントへの返信を行わない。

(ホームページとのリンク)

第8条 公式X（旧ツイッター）に記載するリンク先は、原則として、第6条に関わるものに限るものとする。ただし、特に区長が必要と認めるものは、この限りではない。

(禁止事項)

第9条 利用者は、本アカウントの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運用管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (3) 区または特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治および宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害または侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるものならびに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(13) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの

(14) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

(知的財産権)

第10条 公式X（旧ツイッター）に掲載している情報に関する知的財産権は、区又は著作者に帰属する。また、内容について利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上で認められた場合を除き、無断で複製、転載することはできない。

(免責事項)

第11条 この要領は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。